

## 令和4年9月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年9月27日(火) 午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長(廣田隆延)  
教育委員会委員(下古谷博司, 山中秀志, 笠井智佳, 松嶋康博)
- 4 議場に出席した職員  
教育次長(亀井正俊), 教育委員会事務局参事(楠田謙治), 参事兼教育総務課長(伊川歩), 参事兼教育政策課長(小林佐織), 学校教育課長(磯部仁), 教育指導課長(西村佳代子), 教育支援課長(津田由美子), 文化財課長(山田昭弘), 子ども育成課長(善福一博), 書記(木葉健介), 書記(佐々木良)
- 5 議事
  - (1) 専決(鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命)の承認について (教育総務課)
  - (2) 専決(令和4年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案)の承認について (関係各課)
- 6 報告事項
  - (1) 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置について (教育政策課)
  - (2) 史跡指定100周年記念事業 秋季特別展「国分寺」について (文化財課)
  - (3) 史跡指定100周年記念事業 「伊勢国分寺まつり」について (文化財課)
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について (教育総務課)
- 7 その他
  - (1) 令和4年10月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 8 傍聴人 1名

---

(教育長) 皆様, こんにちは。定刻となりましたので, ただ今から令和4年9月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は, 笠井委員にお願いいたします。

それでは, 議事に入ります。まず, 議案第2047号「専決(鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命)の承認について」でございますが, この議案は人事に関する案件ですので, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づきまして, 会議を非公開にしたいと存じます。議案第2047号の会議を非公開とすることに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、御異議がございませんので全会一致で、非公開とすることにいたします。私と委員の皆さん、書記以外の方は、申し訳ございませんが、御退席願います。

《教育長・委員・書記（木葉）以外は退席》

議案第 2047 号「専決（鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命）の承認について」  
審議承認

《会議関係者再入室》

(教育長) お待たせいたしました。先ほどの議案第 2047 号「専決（鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任命）の承認について」は原案のとおり承認されました。

それでは、次に、議案第 2048 号「専決（令和 4 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 4 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは「令和 4 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げ、その後、教育政策課、教育支援課、子ども育成課の順で所管分に係る説明を申し上げます。

まず、第 4 号補正予算案につきましては、9 月市議会定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 7 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容についてヒアリングを受け、政策経営部長査定、副市長査定を経て、8 月中旬に、最終、市長査定を受けたものでございます。

議案書の 3 ページを御覧ください。まず、「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、78 億 4,002 万 9 千円でございます。今回の補正は、5,413 万 6 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は、78 億 9,416 万 5 千円となります。次に、財源内訳でございますが、国・県支出金 195 万円、一般財源 5,218 万 6 千円でございます。補正予算案全体に関する説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課関係分について説明申し上げます。3 ページの「2 教育費補正額内訳」の表の項 小学校費を御覧ください。これは、令和

5年度から、市内小学校において、プールでの水泳授業を再開するに当たり、設備改修を行うもので、これに係る修繕費用4,909万9千円を補正予算として計上したものでございます。改修の内容といたしましては、市内小学校30校のうち、栄小学校、鼓ヶ浦小学校、天名小学校、合川小学校を除く26校を対象として、ろ過ポンプモーター、ろ過タンク、除塵機等の改修を行うものでございます。

なお、改修の対象とならなかった4校でございますが、栄小学校のプール施設は、修繕せずに利用が可能であり、鼓ヶ浦小学校は、今年度から、学校外の施設利用のモデル校として外部施設利用の検証を行う予定であり、令和5年度は、天名小学校、合川小学校も含めて、3校で学校外の施設の利用を進めていく予定でございます。

今後の水泳授業につきましては、小学校では水難事故に遭わないための基本的な技能を身に付けさせるため実技指導の授業を行い、中学校では小学校期における基本的な技能の習得を前提として、事故防止に関する知識を広げ深めるための内容とする基本的な方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

(教育支援課長) それでは教育支援課所管分の説明をさせていただきます。議案書3ページを御覧ください。項 教育総務費、目 教育振興費、不登校対策推進事業費113万7千円でございます。10月から牧田、桜島、河曲の3小学校において、(仮称)フリークラス校内適応教室を開設し、不登校傾向児童の早期対応、初期支援を行いたいと考えております。

具体的な支援としましては、自分のペースで学習が進められる学習支援、人間関係の構築に苦手さを感じている児童等へのソーシャルスキルトレーニングなど、個別最適な支援を想定し、子どもたちの居場所作りに取り組んでまいります。

内訳といたしましては、10月から3月までの(仮称)フリークラス指導員3名の配置に係る経費、週6時間の報酬107万円及び交通費6万7千円でございます。指導員の資格といたしましては、教員免許を取得している方を想定しております。

なお、(仮称)フリークラスとしておりました小学校校内適応教室でございますが、10月より正式名称を「ほっとルーム」として事業を進めてまいります。

(子ども育成課長) それでは、私からは子ども育成課所管分につきまして御説明申し上げます。議案書の3ページを御覧ください。「2 教育費補正額内訳」の表中、項 幼稚園費、目 幼稚園費の「幼稚園運営費/園用需用費」390万円でございます。これは令和4年8月1日に国による令和4年度公立幼稚園への教育支援体制整備事業補助金、令和3年度補正予算繰越分に係る感染症対策の徹底分の決定を受けたことに伴い、公立幼稚園8園において、職員が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施するために必要なマスク、消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品を購入するための経費を計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、国が2分の1の195万円の負担割合でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 施設管理費のプールのところで質問させていただきたいのですが、栄小学校の修繕がいらぬというのは比較的新しいプールだったのかとか、状況がわかりませんので、修繕が要らなかつた理由を教えてくださいたいのと、あと3校の校外でのプールの御指導の子どもたちの移動に掛かる費用は元々の予算に含まれていたのでしょうか。その2点を教えてくださいたいと思います。

(参事兼教育政策課長) 栄小学校につきましては、小学校の中で最も新しいプールで、平成27年にできておりまして、点検等を4月にしているのですが、その中で特に支障なくプール授業ができるということで、修繕の対象外となっております。もう1点のプールへ移動というのはどのような御質問でしょうか。

(笠井委員) 外部委託ということで何か必要な経費というのが発生するのかなと予想したのですが、それは元々の補正前の額の中に含まれていたので、今回の補正額の中に含まれていないという理解でよろしいのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 今回の修繕費につきましては、令和5年度のプールの開始に必要な修繕をするものになっておりまして、今年度始める鼓ヶ浦小学校のモデル校としての取組につきましては、令和4年度の予算の中でもう既に計上済みとなっております。令和5年度の鼓ヶ浦と天名と合川の3校につきましては、令和5年度の当初予算の中で計上予定となっております。

(下古谷委員) フリークラスのところ、正式名を「ほっとルーム」と名付けた由来を是非教えてください。

(教育支援課長) 初めは仮称としてフリークラスで考えていたのですが、学校に行きにくい児童がほっとできる空間という意味の「ほっと」で、ほっとできる部屋という意味で「ほっとルーム」と名付けました。

(山中委員) 同じく不登校対策の件なのですが、3名の方で週6時間の予算化がされているということですが、実際、不登校となると家庭との連絡など、結構、大変な部分もあろうかと思つています。当然ながら職員だけではなくて、今までどおり学校の先生方もいろいろと対応してくれると思うのですが、この週6時間という設定の仕方はどこから生まれてきたのか教えてください。

(教育支援課長) 学校に登校しづらい児童への対応ということで、まず1週間全て勤務していただくのが予算的に難しい中で、学校に登校しづらい子どもたちの傾向をそれぞれの学校に調査して確認しました。その結果、朝は早くから登校できないので2時間目、3時間目から来る、そして在校時間は1日2時間が限度ということが分かりました。このことから予算は3日間分の6時間という設定になっています。家庭の支援につきましては、やはり学校で組織として対応していかないといけないので、「ほっと

ルーム」に来ていただく指導員の方には、この6時間を子どもたちの指導に使っていただき、指導内容に関しては学校としっかり連携していただくということで、今、学校と打ち合わせを進めているところです。

(山中委員) 牧田と桜島と河曲の3校を選ばれたわけですが、他の学校にも不登校の子どもがいると思うのです。選ぶに当たっては結構悩ましいところがあったと思うのですが、この3校を選んだ理由を教えてください。

(教育支援課長) 牧田小学校は創徳中学校区、桜島小学校が白子中学校区、河曲小学校が神戸中学校区ということで、中学校区に1校ずつ設置したいと考えておりまして、その中でも創徳中学校、白子中学校と神戸中学校の校区に不登校の生徒が多いということもありまして、この3校を選ばせていただきました。

(松島委員) 幼稚園で感染防止用の備品を購入されるということで、先ほど御説明いただいたのですが、小学校、中学校においては今のところ追加で感染防止対策用品は必要ないということで、所管が違うのでなかなか統一的、統合的に備品を利用できないかもしれませんが、また、マスクなどは幼稚園児と小学生との間では難しいでしょうけれども、備品の流用や在庫も含めて考えた調整という観点からは、現時点でどうなのか教えていただけたらなと思います。

(学校教育課長) 小中学校につきましては、現在、配当予算の方で感染症対策を行っておりまして、基本的にはマスクは子どもたちが自前で持ってくるのですが、学校にも貸出用がありまして、それももう十分でございます。これまでもたくさん国の補助金を活用した中で在庫も抱えておりますので、アルコールなどはこれ以上買ってしまうと消防法に引っ掛かるぐらいまで十分に貯まっております。追加の必要はない状態で運用しているというところでございます。お金の管理の方も小学校と中学校、それから幼稚園と分かれておりまして、それを流用とかは一切できませんので、別で管理しているところでございます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですのでお諮りします。議案第2048号「専決（令和4年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2048号を原案のとおり承認いたします。

続きまして報告事項に移ります。報告事項1番目の「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、私からは報告事項の1番目「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置」について、その経緯と現状を説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。「1 経緯」でございますが、国において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」が発出されたことを受け、本市においても、将来の児童生徒数の予測データを基に、基本方針策定に向けた基礎資料作成のため、平成28年度に「鈴鹿市学校規模適正化基礎調査」を実施いたしました。平成29年度にはこの基礎調査の結果を踏まえ、本市における適正な学校規模のあり方など基本となる考え方や方策、フローチャート等をまとめた「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を策定いたしました。お配りさせていただいておりますピンク色の冊子がこの基本方針でございます。基本方針の策定以降は市内の各小中学校における児童生徒数の推移を把握するため「児童生徒数・学級数の推計」を毎年更新してまいりました。お手元にありますA3の表が、令和4年度版の20年推計でございます。この推計の中で、本市の南部に位置する天名小学校及び合川小学校において、近い将来、複式学級が発生する過小規模校になる可能性が出てきたことから、保護者や地域の皆さんと、学校規模適正化に向けた対応手法を検討するため、基本方針に基づき、令和2年度に天名小学校、合川小学校、それぞれの小学校において、「小学校の今後のあり方検討会議」を立ち上げ、令和4年3月まで約2年にわたり検討を重ねてまいりました。

次に「2 本市における適正規模・適正配置の考え方」について説明いたします。本市における考え方や具体的な基準は、基本方針の第4章(18ページ)に記載しておりますが、その内容は、適正規模は学級数を基準とし、小学校では12~24学級、1学年当たり2~4学級のクラス替えが可能な学級数を、中学校では9~24学級、1学年当たり3~8学級を適正規模としております。適正配置については、児童生徒の安全面などに配慮し、通学距離で、小学校ではおおむね4キロ以内、中学校ではおおむね6キロ以内、併せて通学時間についてはおおむね1時間以内としております。続きまして、適正規模・適正配置の実現に向けた手順でございますが、資料の2ページ目の参考の表を御覧ください。本市における学校規模については、31学級以上の過大規模校から、5学級以下の過小規模校まで、5段階に分けて設定しております。基本方針では、第5章(25ページ)に、学校の規模が過小規模校又は過大規模校については、直ちに検討を始め、保護者や地域も含めた検討と対応をすることとしています。特に、将来的に過小規模が見込まれる学校については、統廃合の適否も考慮し、将来的な推計において、過小規模校が見込まれる年度のおおむね5年前を目途に保護者や地域に説明することとしております。

続きまして、資料の2ページ目の「3 小学校における複式学級発生見込み時期」についてでございますが、資料の表は、令和4年度の20年推計から、天栄中学校区の4つの小学校の状況を抽出したものでございます。丸で囲った部分を御覧ください。学級数が5学級となっており、合川小学校においては令和6年度に、天名小学校においては令和8年度に複式学級が発生する見込みであることを示しています。合川小学校においては、複式学級の解消を念頭に平成27年度から小規模特認校制度を導入し、校区外からの児童の通学を認めてきました。しかしながら、令和5年度に小規模特認

校制度を利用して校区外から入学する児童が5人以上いなければ、令和6年度には、複式学級が発生してしまう見込みとなっております。

次に、「4 天名・合川・郡山における検討経緯」について説明いたします。天名小学校及び合川小学校では、近い将来、複式学級の発生が見込まれていたことから、地域住民、保護者の方たちと学校規模適正化の手法や今後の小学校の在り方を検討することを目的に、令和2年度、両校それぞれにおいて「小学校の今後のあり方検討会議」を立ち上げ、令和3年度末までに天名小学校区では全8回、合川小学校区では全7回、検討会議を開催いたしました。第1回では現状と今後の課題、学校規模適正化の手法について情報共有いたしました。第2回以降「将来の子どもたちの教育環境としてどのような学校が良いか」という視点で検討を重ねて、存続案と統合案の2つの方向から具体的な手法を探ってまいりました。そして、「あり方検討会議」での御意見や検討結果を踏まえ、天名では第7回と第8回に、合川では第7回に、教育委員会としてクラス替えが可能な適正規模を確保するため、実現可能な手法として「近隣小学校との統合」を提案させていただきました。また、天名・合川、両小学校区において、学校の在り方について、共通認識を持ち、共に検討していく機会の設定を求められていたことから、本年4月に天名・合川の代表者による初めての合同会議を開催いたしました。郡山小学校につきましては、統合受け入れ先として検討を始めるときではないかとの提案を郡山小学校学校運営協議会からいただきましたことから、本年9月に「あり方検討会議」を開催いたしました。これら「あり方検討会議」のほかにも、天名・合川小学校の両校区において、保護者や未就学の子を持つ親を対象にした懇談会や自治会対象の説明など数多くの説明の場や意見交換の場を設定してまいりました。なお、令和2年度以降の開催実績については、3ページ、4ページの「地域における学校規模適正化・適正配置に関する経緯」を御覧ください。

最後に、「5 今後の取組」でございますが、学校規模適正化に向けての取組に関する地元説明会を開催した後、天名小学校、合川小学校、郡山小学校の3校合同の検討会議を開催する予定でございます。本市における学校規模適正化・適正配置につきましては、今後も教育委員会定例会において、随時、報告をさせていただきたいと考えております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 資料2ページで質問させていただきたいのですが、「3 小学校における複式学級発生見込み時期」の下の※印のところに「合川小学校では、令和5年度に小規模特認校制度を利用して校区外から入学する児童が5人以上いなければ」ということで、まだ、今、令和4年度ですが、現時点での見込みがどうなのかということがもし分かりましたら教えてください。あとこの制度を利用し始めて今までの何名ぐらいずつ校区外から入学した児童がおられたのかが、この資料から分かりませんでしたので、分かる範囲で教えていただけましたらと思います。

(参事兼教育政策課長) 年度の見込みにつきましては、まだ数字が出ておりませんが、

今までの実績から考えますと令和5年度に5人以上は難しいということで、このように書かせてもらっています。令和4年度の実績は1名、令和3年度は5名ということで、多いときと少ないときの差がすごくあるものですから、見込みとしては立ちづらい状況でございます。

小規模特認校制度につきましては、学校で特色を打ち出しているのですが、その特色自体は大きく3点ありまして、「地域との活動」、合川ですと農業に力を入れるというのがあり、次に「英語教育」、そして「ICT」です。しかし、今や1人1台端末であり、英語もどこでも皆さんやられるという状況になってきて、残った農業に力を入れればということだったのですが、やはり農業を担当されている地域の方々の高齢化ということもありまして、小規模特認校制度の維持自体が合川小学校の方から難しいのではないかとというお声がありましてこのように書かせていただいております。

(教育長) 人数の方よろしいでしょうか。

(学校教育課長) 先ほど、教育政策課長からもありましたように、今年度1人で昨年度1人、その前は5人、その前が7人、その前は3人、この3、1、5と分かれておりますので、今後、年度によって希望者数は変わってまいりますので、何とも言えないという状況になっております。

(下古谷委員) 笠井先生と同じなのですが、合川小学校を5名という前提で計算をすると、こちらのA3の資料にあるような人数で推移すると。ただ5名っていうのを除いていくと、参考の表でかなり激減していくということで、個人的には統廃合という方向と思ったのです。一つ教えてください。その提案のところで、今回、7回、8回というところで、適正規模として統合を提案されたというところなのですが、その統合というのを2校による統合なのか、それともこちらの郡山小学校を入れた3校による統合なのか、どう提案されたのか教えてください。

(参事兼教育政策課長) 統合案につきましても地域の方からもいろいろな御意見がありまして、まず合川と天名で一緒になったらいいのではないかと御意見もありました。ただ、実際、近隣の小学校区の児童数を見ていきますと、それでもいずれまた、「あり方検討会議」を立ち上げなければいけないような状況になるのではないかと御意見もいただきました。私どもとしては、近隣の小学校で統合するのが一番具体的な案としていいのではないかと御意見もいただきました。郡山小学校への統合はいかがでしょうかという御提案を地域の方にさせていただいているところでございます。

(下古谷委員) 合川小学校にしても天名小学校にしても半世紀ぐらいの校舎ということで、かなり経っていることになります。郡山小学校については27年ぐらい経っているのですかね。それでも半分ぐらいなので、やはり統廃合していこうとしたときには校舎の関係もあろうかと思えます。ただ、郡山小学校に統合となると合川や天名から来

る子たちはちょっと遠くなるのかなと思います。距離的な問題とかもあるかと思いますが。実際、統合をすとなったときに、新しく作るのか、それとも本当に郡山の方に来てもらうのかということになるかと思いますが。今後のことになるとは思いますけど、また是非そういうのが分かったら教えてください。

(山中委員) 感想ですが、この基本方針が立ち上がった頃から話をお伺いしていて、当時の担当課長からも行政の方が率先して引っ張っていくような形は極力避けたいという話をお聞きして、それからこの時間の中で、粘り強く、本当に地元の方々の意見を吸い上げながらまとめ上げてきているのだということ、時間を経過する中ですごく感じています。今後もそういった形で地域の方々の思いを十分に吸い上げながら、かつ、またこちらからの主体性も十分保ちながらやっていっていただきたいと思いますが、令和4年度の2つの小学校の代表者による合同会議というのはどれぐらいの規模で、代表者というのはどのような方々で構成されるのですか。

(参事兼教育政策課長) 天名と合川の代表者の方たちに集まっていただくということで、天名のもともとの「あり方検討会議」の中の方から代表を選んでいただいて、合川も同じように、合川の今後の「あり方検討会議」の中で代表の方を選んでいただいて、コロナの関係もあってあまり大規模にできないということで8名程度ずつで始めさせていただきました。ただやはり偏りがあるとはいけませんので、地域の方、PTAの方というふうにそれぞれの役割で御意見をいただける方を地域の方から選出させていただいて始めさせていただいております。

(山中委員) 加えて、その時には現職の天名とか合川の校長先生だとか教頭先生だとか教員代表の参加はあるのですか。

(参事兼教育政策課長) 郡山もそうなのですが、もともと天名も合川も今後のあり方検討会議のときに校長先生にはアドバイザーとして必ず一緒に入らせていただいております。御意見をいただける場合もありますし、いろいろ助言いただく場合もありますので、そういった形で進めさせていただいております。

(松嶋委員) 約2年間にわたって検討会議を重ねて、地域の方々と膝を突き合わせてお話をじっくりとされてきたのだろうなと感じます。報告書でまとめられると簡潔に分かりやすいのですが、この背景にはいろいろなことがあったのだろうなということが推察されます。資料の4ページ目に地域の方の御意見も記載いただいている、地域の人たちにとってみれば本当にやるせない思いも当然ありながら、けれども子どもたちの将来を考えたときには、やはり統廃合という方向へいくのが妥当なのかなというところで、本当に難しい判断をしていくのだと思います。そんな中で資料5の方の20年推計を眺めておきますと、やはり将来的にも対象となってくる地域というのは当然出てくるわけで、一応基準とすれば、5年前を目途にというお話ですけれども、ある意味5年というところに捕らわれることなく、鈴鹿市の学校教育の在り方を踏まえて、

全体のグランドデザインを先行的に考えていく，そんなことも必要なのかなと感じています。今年から総合計画の議論がスタートすると思います。その中に，学校の統廃合も含めた適正配置について，大きなテーマとして是非その投げ掛けをしていただければなと思いますのでお願いをしたいと思います。

(参事兼教育政策課長) 学校規模適正化につきましては，天名，合川の南部地域が初めての経験でありますので，こちらが順調にいけばその流れで他のところにもいろいろ関わっていくことにはなると思います。もう既に表の中で赤い色，オレンジのところ，こちらにつきましては地域の方へ少しずつのお話をさせていただきにお邪魔している状況でございます。ただ急に統廃合との話はできませんので，こういったケースもありますというようなことで，いろいろな手法についてお伝えするという機会を持つように心がけております。

計画につきましては，総合計画の下計画になってくるものに公共施設の管理についての計画がございます。その中に学校の統廃合だとか新設校があるとか，そういうことがあれば早めに入れてもらえるような取り組みをしていかなければならないなと考えております。

(松島委員) 地域によっていろいろな特性とか特徴が当然ありますので，時間が掛かることは間違いがないだろうなと思いますので，是非とも継続的に丁寧な対応をしていただければありがたいなと思います。

(教育長) それでは，御意見もないようですので，次の報告事項に移ります。

報告事項2番目の「史跡指定100周年記念事業 秋季特別展「国分寺」について」を お願いいたします。

(文化財課長) それでは，私からは報告事項の2番目，「史跡指定100周年記念事業 秋季特別展「国分寺」」につきまして，説明申し上げます。

6ページを御覧ください。令和4年10月8日(土)から12月18日(日)まで考古博物館「秋季特別展「国分寺」」を開催いたします。令和4年は，伊勢国分寺跡は史跡指定100周年，伊勢国府跡は発掘調査開始から30周年，史跡指定20周年を迎えます。これらを記念して，令和4年度は，「史跡伊勢国分寺跡」，「史跡伊勢国府跡」，「奈良時代」，「聖武天皇」をキーワードに，「いにしへのすずか歴史発掘！一見る・知る・巡る」事業として，古代において伊勢国の中心だった鈴鹿市の特色を活かし，企画展示のほか，関連する博物館講座，伊勢国分寺まつり，現地見学会など，遺物を「見る」，発掘調査の成果を「知る」，遺跡を「巡る」の学習活動から，奈良時代の鈴鹿の魅力について子どもから大人まで広く伝えていきます。

今回の展示では，聖武天皇の詔によって，国ごとに建立された官営の寺院「国分寺」について紹介します。発掘調査が実施された全国の国分寺の出土品や調査の結果を，伊勢国分寺跡と比較します。また，各国分寺の整備や活用の状況なども併せて紹介し，今後の史跡伊勢国分寺跡歴史公園の活用について考えます。

また、仏教の力によって社会不安を鎮めたいという聖武天皇の願いや、当時の感染症対策についても触れ、教科書で学習する国分寺を身近に感じ「鈴鹿の歴史」として学ぶことで、古代の鈴鹿に対する誇りと親しみを育む機会にしたいと考えています。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「史跡指定100周年記念事業 「伊勢国分寺まつり」について」をお願いします。

(文化財課長) それでは、続きまして報告事項の3番目、「史跡指定100周年記念事業 「伊勢国分寺まつり」」について説明申し上げます。

10ページを御覧ください。河曲地区にある伊勢国分寺跡は、大正11年(1922年)に国の史跡「伊勢国分寺跡」として指定された、鈴鹿市を代表する史跡です。文化財の重要性や地域の歴史を学ぶ場「史跡伊勢国分寺跡歴史公園」として、令和2年4月に開園し、多くの方に親しまれています。令和4年(2022年)は史跡指定から100周年を迎えます。この節目の年に、公園の所在地である河曲地区の地域づくり協議会と、考古博物館の関係団体が一体となり、地域ぐるみでまつりを開催することで、天平の時代から栄えた歴史と文化を広く地域の住民に伝承し、郷土愛の醸成を図り地域づくりを進める一助とします。

この行事は、令和2年度に歴史公園の開園を記念して開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、延期になっていたもので、2年越しの開催となります。コロナ感染防止対策を講じて開催します。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 今回の催しが2年前にできなくて、それを今回、実際、対面でやっというということで、10月29日(土)の9時から4時ぐらいまでの間でやりましょうということですね。その中でいろんな行事が実施内容というところに舞台発表とか伝統芸能とかいろいろあるのですが、大筋のタイムスケジュールはございますでしょうか。

(文化財課長) 企画委員会の方で、現在、詰めていただいておりますので、最終段階でございますので、まだ御提示はできません。タイムテーブルということも含めて現在最終校正に入っているという状況でございます。

(下古谷委員) 是非、タイムスケジュールが出来たら教えていただきたい。個人的に興味がございますので、ただこの日、自分自身は午前中は難しくて、行けても午後かなと思っておりますので、もし可能であれば教えていただけたらと思います。

(教育長) タイムスケジュールが出来ましたらよろしくお願ひいたします。

ほかいかがでしょうか。それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願ひします。

(参事兼教育総務課長) それでは報告事項「新型コロナウイルス感染症に関する対応」について、12 ページから御覧ください。

1 点目、「1 市立小・中学校の臨時休業について」の状況でございます。桜島小学校で9月13日から9月16日まで学級閉鎖、栄小学校につきましては本日から29日(木)まで学級閉鎖、単学級でございますが学級閉鎖という形で現在の状況となっております。

2 点目、「その他」でございますが、こちらにつきましては各、国、県、また教育委員会からの情報共有なり通知をさせていただいた内容を記載させていただいております。

1 点目が「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改定がございましたので、その改定について周知をさせていただいております。

2 点目が三重県の「三重県 BA.5 対策強化宣言」に伴って、内容の情報共有をさせていただいております。9月4日までの期間延長に伴いまして、再度、情報提供させていただいております。内容につきましては、「県民の皆様へ」、「事業者の皆様へ」、また「県の取組」といった内容が、この宣言の中に記載はされておるといところでございます。

最後に3点目が「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」ということで、教育委員会の方から小中学校長に周知をさせていただいております。内容につきましては「基本的な感染防止対策の徹底と健康管理の徹底について」、「授業や部活動における感染リスクの高い活動の実施について」、「登校時及び授業時間中等のあらゆる機会における健康観察の徹底」、「学校教育活動全般について」、「ICTの活用等」、「学校運営の継続計画の確認」といった内容について通知をさせていただいております。

(教育長) ただ今の報告に御質問等がございましたら、お伺ひしたいと思ひます。

(笠井委員) 「2 その他(1)」の国からの事務連絡8月19日付けの情報共有というのがあって、今回がその後開かれる初めての会議ということで、この主な内容の3点で、何かこの改定で、ここが改定されましたというのがもし分かりましたら教えていただけましたらと思ひます。例えば疫学調査とかも簡略化されていると思ひますし、学校の生活の中で恐らく濃厚接触者に該当することもないと思ひますし、濃厚接触と該当された人の隔離期間を短縮しているのも、もし8月19日付けの事務連絡でこうになりましたというのが分かりましたらお願ひします。

(参事兼教育総務課長) 基本的内容は大きく変わってはいませんが、ガイドラインの位置づけを変更するものではなく、運用に応じてその感染地域の状況に加えて参考にしてくださいという趣旨の改定で、主な趣旨が地域の状況に応じて対応してくださいという内容になっているかと思っております。疫学調査もそうですし、濃厚接触者の考え方もそうですし、その辺りも地域の感染状況、学校における活動の実態を踏まえた対応と追記をされた形であろうかと思っております。概要としてはそのような認識をさせていただきます。

(学校教育課長) 現在の本市の教育委員会のコロナウイルス対策の基準を説明させていただきます。以前から同じスタンスでやっているのですが、それぞれ何人だから学級閉鎖を行うとか、何人だから一斉検査を行うとはございません。むしろ、それぞれの症状、それから感染経路を明確にして、その中で学校において感染が広がっていると判断ができたときとか、広がる可能性があるというときには保健所と相談させていただいて、アドバイスをいただいて、検査をすることであります。また、いつまで学級閉鎖をしたらいいかというところまで踏み込んで鈴鹿の保健所と詰めてあります。今回、国からの通知が示されておりますが、鈴鹿市においては、これよりも一歩進んだ形で以前から対応してきてあります。疫学調査が少なくなったりとか書かれておりますが、あくまで鈴鹿の保健所の指示において、鈴鹿の保健所のこれまで蓄積された英知によって判断して行っているのが、現在でございます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和4年10月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 10月定例会でございますが、令和4年10月17日(月)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) 令和4年10月教育委員会定例会を令和4年10月17日(月)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。それでは、これをもちまして令和4年9月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

9月教育委員会定例会終了 午後2時56分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 笠井 智佳